

ライン工房
情報誌

第32号

街の風

企画・制作
社会福祉法人 ライン工房
〒861-8041
熊本市戸島5丁目8番6号
TEL 096-380-5752
FAX 096-380-1343
E-mail rine2001@alpha.ocn.ne.jp
URL http://www17.ocn.ne.jp/~line/



新年のご挨拶

社会福祉法人 ライン工房 統括施設長 熊川 嘉一郎

あけましておめでとうございます。というご挨拶には少し日が経ちすぎましたが、新しい年の始めというのはいつも希望と抱負にわくわくと胸躍るところがあります。皆さまにおかれましてはどのような思いで臨まれた年明けでしたでしょうか。

さて、障害福祉の世界においては正に礎となる法律である「障害者自立支援法」ですが、誕生前後から“障害者を苦しめる天下の悪法”として世間に名を馳せ、既に近年中の廃止も決まり、今や余命幾ばくもない法律となりました。

その第一の問題点は、「障害がある人」が「ない人」と同じように暮らそうとすれば、そこには当然のように金銭負担がセットになる、という点が挙げられています。例えばただ普通に道を歩く、目の前の食事を摂る、お風呂に入る、など私たちの日々の暮らしの基礎となることすら、それを一人でできない場合は「これは国からあなたに与えるサービスなのですよ」としっかりお金を取りられる仕組み（利用者負担制度）が作られたということです。もちろん障害が重ければ重いほど、支払う金額も増えることになってしまいます。法施行当初から大きく問題視されたこの負担制度は、その後当事者を中心とした様々な運動により修正が重ねられ、この4月からはいくつかの課題は積み残しながらも負担をせずに済む範囲が確実に拡がることが決まっています。

また、「どの人にどの支援をどれくらい」ということを国や都道府県ではなく、最も身近な市町村が決めていく仕組みが作られたのですが、それぞれの自治体で方針や対応がまちまちとなってしまい、結果的に「どの市町村の人なのか」によって受けられる支援の質と量は大きく異なってしまうという状況が生まれています。

そのような“悪さ”をたくさんしてかした自立支援法ですが、しかし一方では新時代にふさわしい考え方や仕組みも一方ではしっかりと含まれています。

それは端的に言えば、障害を持つその方の願いや希望を基本に置き、可能性を信じて、できる限り実社会・地域社会の中でその方の豊かな人生を実現する、という方向性です。そして、私たち施設・事業所の役割も、単に居場所づくり、通う場づくりをすればそれで済むということではなく、一人ひとりの思いや可能性と真摯に向き合い、それらをしっかりと掬い上げた上で彼らが持つ多様なニーズに応えていくことが求められています。

数年後に誕生する予定の新しい法律に替わったとしてもこの部分は変わりようがありません。ライン工房も少しずつその新たな「支援」のあり方を作りつつありますが、まだまだ行き届いていないところも多いと感じています。折しも民主党政権下でこの国の障害者施策のあり方を一から構築し直そうという作業が開始されました。これまででは“参考意見”を聽かれる程度だった障害当事者たちが今度は新たな施策づくりの中心を担うという、かつてない画期的な作業です。今後、障害を持つ方たちのニーズを“生きる上での基本的な権利”と捉え直した上で、あらゆる場面や意味においてそのニーズを中心に置いた仕組みが作られることが期待されています。これら国の動きと平行して、ライン工房においても支援力を高める努力を怠らず、地域に存在する社会資源としての役割と責任を果たしていくよう努めまいりたいと思っております。本年もどうぞ引き続き皆さまのお力添えのほどよろしくお願ひ申し上げます。